

楽天株式会社から申請があった確約計画を公取委が認定した事例

【文 献 種 別】 公表文／公正取引委員会

【裁判年月日】 令和 1 年 10 月 25 日

【事 件 名】 楽天株式会社に対する件（楽天トラベル事件）

【参 照 法 令】 独占禁止法 19 条・一般指定 12 項（拘束条件付取引）

【掲 載 誌】 公取委ウェブサイト

事実の概要¹⁾

楽天株式会社（以下「楽天」という。）は、「楽天トラベル」と称するウェブサイトを運営している事業者である。「楽天トラベル」は、宿泊施設運営業者が自らの宿泊施設に関する情報（宿泊施設の写真、宿泊料金等）を掲載することによって、「楽天トラベル」を利用する者（サイト利用者）からの宿泊予約を受けることができるウェブサイトである。

「楽天トラベル」利用者は、宿泊施設を「楽天トラベル」の中から検索するとともに、複数の宿泊施設を比較したうえで宿泊予約を行うことができる。

楽天は、「楽天トラベル」に宿泊施設を掲載する宿泊施設運営業者との間で、サイト利用者からの宿泊予約を受け付けるための契約を締結していた。当該契約においては、「楽天トラベル」に掲載する部屋の最低数の条件を定めるとともに、宿泊料金及び部屋数については、他の販売経路と同等又は他の販売経路よりも有利なものとする条件（同等性条件）を定めていた。

公表文の概要²⁾

公取委が、楽天に対し、前記事実の概要記載の契約条件を定めている行為が一般指定第 12 項（拘束条件付取引）に該当して独占禁止法第 19 条に違反する疑いがあるとして確約手続通知を行ったところ、楽天は、確約計画の認定申請（確約認定申請）を行った。

確約計画は、前記事実の概要記載の契約条件を定めている行為を取りやめること、今後 3 年間同様の行為を行わないこと、これらのことを取締役会において決議すること、取引先通知・従業員周知・一般消費者周知等を行うこと等からなるものであった。

公取委は、当該計画が独占禁止法に規定する確約計画認定要件に適合すると認めて、これを認定した。

解説**一 確約手続****1 確約手続の概要**

確約手続は、独占禁止法の改正を含む「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」（平成 28 年法律第 108 号。平成 30 年 12 月 30 日施行）により、独占禁止法違反の疑いを公取委と被疑事業者・事業者団体との合意により自主的に解決するための手続として導入されたものである。本件は、確約手続により確約計画の認定が行われた初の案件である。

確約手続は、独占禁止法違反被疑行為を確約手続に付することが適当であると公取委が判断するときに、違反被疑行為の概要及び関係法条ならびに確約認定申請をすることができる旨を記載した書面による通知（確約手続通知）を被疑事業者に対して行うことにより開始する（独占禁止法 48 条の 2）。確約手続通知を受けた被疑事業者は、違反被疑行為を排除するため必要な措置の実施に関する計画（確約計画³⁾）の認定（確約認定申請）を申請

することができ、公取委は、確約計画が認定要件に適合すると認めるときにはこれを認定する。

本件公表文は、違反被疑行為、楽天が提出した確約計画の内容等について概要を記しているにとどまり、違反被疑行為によって関連市場（検討対象市場）に生じる影響についての説明はない。また、公取委は、確約計画が認定要件に適合するか否かの判断にあたり広く第三者の意見を参考にする必要があると認める場合にはウェブサイト等を通じて意見を募集することとしているところ⁴⁾、これが行われた旨の記述は本件公表文にはない。

確約計画の認定は違反被疑行為が独占禁止法に違反することを意味するものではなく、本件公表文にもその旨明記されている。

2 確約措置の内容

公取委は、確約計画がその認定要件である十分性（疑いの理由となった行為を排除するために十分なものであること）及び確実性（確実に実施されると見込まれるものであること）のいずれにも適合する場合に、当該確約計画を認定する（独占禁止法第48条の3第3項各号等）。

担当官解説は、楽天が申請した確約措置は公取委が通常の排除措置命令で命じる内容とほぼ同様の内容であり、確約計画の認定にあたってそのことが公取委に一定程度評価されたと考えられる旨説明している⁵⁾。

しかし、本件確約計画がいわゆる将来不作為の期間を「今後3年間」と限定していることは、通常の排除措置命令にはみられないものであるし、被疑事業者が期間に限定を付すことなく同等性条件の破棄等を申し出たアマゾンジャパン合同会社に対する件（公取委報道発表平29・6・1〔審査打切〕）とも異なる。

担当官解説は、このことについて、確約手続においては措置に実施期限を付すことが必要である（独占禁止法48条の3第2項2号）旨説明したうえで、期限の具体的な設定は「楽天トラベル」をめぐる事業環境の変化が激しいという状況をふまえたものと考えられると述べている。同様の期限設定は排除措置命令においても同様に行われるべきことであるように思われるが、排除措置命令において将来不作為の期間を限定した例はない。

なお、本件については、「楽天トラベル」と競合関係にある宿泊予約サイトの運営事業者に対しても同等性条件を対象とする審査が行われている旨報道されているところ⁶⁾、公取委が楽天以外の被疑事業者について審査を打ち切った場合には、楽天以外の被疑事業者が運営する宿泊予約サイトに係る契約からは同等性条件が削除されない可能性がある。かかる事態が生じ得ることからすれば、同等性条件を関連契約に再び規定できる余地を残しておくことは、将来における公正な競争秩序を確保するために必要なものであると考えられる。

3 確約手続の意義

確約手続について、公取委事務総長は「違反が疑われている行為を早期に解消することによって、事業者側にとっては疑われている行為がなくなるということ、それから、疑われた行為によって被害を受けているかもしれない人たちにとっては、早期にそうした状態から抜け出すことができること、また、公正取引委員会にとっても事件を早期に解決することによって、そこで使われるリソースの効率的な利用をすることができる」⁷⁾と説明し、早期解決のメリットを強調している。

本件では、担当官解説によれば審査開始から半年程度で確約計画の認定に至ったとのことであり、これは、公取委が法的措置を採った事件の平均事件処理期間（約12か月〔平成30年度〕）⁸⁾よりも短い。しかし、立入検査があった旨の報道の1年9か月後によく確約計画が認定される例（日本メジフィジックス株式会社に対する件〔公取委報道発表令2・3・12〕⁹⁾）も現れていることからすると、早期解決のメリットが想定どおり実現しているとは言い切れないように思われる。

ところで、確約手続が導入される前においては、違反被疑行為審査事件の早期解決の方法として、違反被疑行為の取りやめ等を被疑事業者が自発的に申し出たこと等を前提とする審査打切が活用されていた（アマゾンジャパン合同会社に対する件〔前記2参照〕、みんなのペットオンライン株式会社に対する件〔公取委報道発表平30・5・23〕、アップル・インクに対する件〔公取委報道発表平30・7・11〕及びAirbnb Japan株式会社らに対する件〔公取委報道発表平30・10・10〕）。確約手続は審査打切

に代わる審査終結手法として活用されていくものと思われるが、公取委からの確約通知がなければ確約手続を正式に開始できないこと、確約計画の提出等に係る期限が明確に法定されていること、ウェブサイト等における第三者からの意見募集が行われてしまうことによる手続の遅延や混乱が懸念されること等にかんがみると、被疑事業者はむしろ従来型の審査打切を好む場合もあるように思われ、今後の動向が注目される。

二 同等性条件

1 価格同等性条件と品揃え同等性条件

楽天は、「楽天トラベル」に宿泊施設を掲載する宿泊施設の運営業者との契約において、①当該運営業者が「楽天トラベル」に掲載する部屋の最低数の条件を定めるとともに、②他の販売経路と同等又は他の販売経路よりも有利なものとする条件（同等性条件）を宿泊料金（②-A）及び部屋数（②-B）について定めていた。確約措置による取りやめ及び将来不作為の対象はこれらの契約条件のすべてを対象としているが、本件公表文参考図や担当官解説は、いずれも、もっぱら同等性条件（②）のみについて解説等を行っている。

上記②-A・Bの同等性条件は、それぞれ、アマゾンジャパン合同会社に対する件の公表文において「価格等の同等性条件」「品揃えの同等性条件」と呼ばれていたものに相当するものであり、これらの契約条件がプラットフォームビジネスにおいて幅広く利用されているものであることが窺われる¹⁰⁾。

2 拘束の有無

本件公表文は、楽天が同等性条件等を含む契約を締結していた旨認定しているが、締結された同等性条件が実効性を有し、相手方の事業活動を「拘束」（一般指定12項）していたか否かは明らかでない¹¹⁾。

これに対して、アマゾンジャパン合同会社に対する件の審査打切公表文では、品揃えの同等性条件が実施されていないことが判明した場合に当該出品者に対して品揃え拡大を求めることがあった等の事実が記され、「拘束」該当性が認められる事案であったことが示唆されている。また、アッ

プル・インクに対する件の審査打切公表文では、一部の契約条件について、相手方が遵守していなかったこと等を理由として「拘束」該当性が否定されている。

3 公正競争阻害性

本件公表文は、同等性条件について本件の事実関係に即した競争分析を示しておらず、同等性条件の競争への影響に関する一般的な説明も行っていない。

これに対して、同等性条件が審査対象とされたアマゾンジャパン合同会社に対する件の公表文においては、プラットフォームビジネスである電子商店街における一般論として①出品者の事業活動を制限する効果、②電子商店街の運営事業者間の競争を歪める効果、及び③電子商店街の運営事業者による出品者向け手数料の引下げが商品価格引下げや品揃え拡大につながらないことによる、電子商店街の運営事業者のイノベーション意欲や新規参入を阻害する効果、が生じることにより競争に影響が生じることが懸念点として示されていた。これらの影響のほか、同等性条件が有力な事業者に広く採用されている場合には出品者間の価格競争等に悪影響を生じ得ることが指摘されている¹²⁾。

競争に対する同等性条項のこれらの影響については、[A] 楽天は関連市場（検討対象市場）における有力な事業者であるのか¹³⁾、[B] 価格同等性条件と品揃え同等性条件が競争に対してもたらず影響の作用機序は異なるのではないか¹⁴⁾、[C] 同等性条件が単独ではなく多数の有力な事業者に広く採用されている場合には、上記のとおり、そのことが競争分析に影響するのではないか¹⁵⁾、[D] 本件における同等性条件が各宿泊施設の“自社サイト”における価格等との同等性確保を求めるものだったのか、他の宿泊施設予約ウェブサイトとの同等性をも要求するものだったのか¹⁶⁾、などの観点から検討を行うことが重要であると考えられる。しかし、公取委が審査の過程において実際に行った検討の内容は明らかではない。

三 本件は確約手続導入後初の適用事例として注目すべきものであるが、違反被疑行為に関する

公表文の記述が簡潔であるため、公取委による分析結果を理解することは容易ではない。

もっとも、本件については、同種の契約条件について他社が並行して審査を受けているという事情のあることが窺われ、このことゆえ、本件公表文による情報開示には制約があった可能性がある。将来の確約手続案件における公表の内容を注視したい。

●——注

- 1) 事実の概要については、本件公表文のほか、担当官解説（吉川泰宇「楽天株式会社から申請があった確約計画の認定について」NBL1164号（2020年）12頁以下）を参照した。
- 2) 公表文の概要については、本件公表文のほか、前掲注1）担当官解説を参照した。
- 3) 独占禁止法48条の3においては「排除措置計画」と表記されているが、公取委「確約手続に関する対応方針」（平成30年9月26日）はこれを「確約計画」と表記しているので、本稿ではこれに従うこととする。
- 4) 公取委「確約手続に関する対応方針」7 意見募集。
- 5) 前掲注1）担当官解説15頁。
- 6) 朝日新聞平成31年4月10日夕刊「旅行予約サイト、その値段は… 大手3社、公取委が立ち入り検査 宿泊施設に他サイト価格拘束か」等。
- 7) 公取委「令和元年10月30日付 事務総長定例会見記録」(https://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/2019/oct_dec/kaikenkiroku191030.html（令和2年5月17日確認））。
- 8) 公取委「令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表」。なお、本文記載の期間には、排除措置命令前の意見聴取手続開始から法的措置までの期間（平均約2か月）が含まれている。
- 9) 立入検査報道について参照、朝日新聞平成30年6月13日夕刊「検査薬剤、参入妨害か 公取委、製造大手に立ち入り」等。
- 10) 公表文「3 確約計画の概要」に記されている「部屋数」の同等性条件は、公表文参考図「1 同等性条件の概要」によれば、「シングル」「セミダブル」「ダブル」など部屋の種別ごとに、他の宿泊予約サイトに掲載している部屋を全て掲載することを宿泊施設に対して要求する契約条件をいうようである。
- 11) 宿泊施設に接触したところ「条項があることを知らなかった」という声も少なかった旨の取材結果を紹介する新聞記者の論稿として、櫻田優樹「隠れた被害者」公取825号（2019年）86頁がある。
- 12) 滝澤紗矢子「判批」ジュリ1510号（2017年）6頁以下。
- 13) アマゾンジャパン合同会社に対する件を検討素材として、関連市場における市場シェアが流通取引慣行ガイドラインにおけるいわゆるセーフハーバー基準を超えるこ

とが違反要件とされる可能性を示唆するものとして、青木玲子＝小田切宏之＝林秀弥「鼎談 いま求められる競争政策とは」経セ 698号（2017年）19頁[林発言部分]がある。

- 14) 参照、田平恵『流通・取引慣行と独禁法——新たな課題へ向けて——』平成30年度シンポジウムの記録」日本経済法学会年報40号（2019年）115頁[柳川発言]。
- 15) 本件については、公取委が複数の宿泊施設予約ウェブサイトの契約における同等性条件を同時に審査対象としている旨報道されている（前掲注6）新聞記事参照）。これに対して、アマゾンジャパン合同会社に対する件の公表文及び新聞報道には、かかる事実関係への言及はみられなかった。
- 16) 本件公表文が単に「他の販売経路と同等または……有利」と記していることをふまえて、前掲注1）担当官解説16頁は、何の限定もなくすべての「他の販売経路」における同等性条件を規定しないことを内容とする確約計画が認定されたと解される旨説明している。他方において、本件公表文「参考1 同等性条件の概要」図には、同等性条件の適用対象となる競合者として他の「宿泊予約サイト」しか記されていない（これに対して、アマゾンジャパン合同会社に対する件の公表文参考図にはいわゆる“自社サイト”も明記されている）。

このことからすると、“自社サイト”との同等性を要求する契約条件には拘束性または公正競争阻害性が認められなかった可能性がある。

九州大学准教授・弁護士 平山賢太郎